

---

## 救命救急法律講座 トリアージ

(平沼直人、救急医療ジャーナル 19:(1) 70-73, 2011)

11/12/09-1

---

### ○トリアージとは

トリアージとは、もともとフランス語で選別を意味する **triage**(トリアージュ)のことである。一般にトリアージの概念は、災害現場・事故現場などで、搬送や救命処置の順位を決めるためのフィールドトリアージの意味で用いられる。

### ○医療倫理の4原則から —— 配分的正義とトリアージ

樋口範雄 東京大学法学部教授は、「医療と法を考える」と題する連載において、「救急車と正義」(法学教室 2007年3月号)とのテーマを取り上げ、以下に挙げる医療倫理の4原則を紹介している。

- ① **nonmaleficence**(無危害原則)
- ② **beneficence**(善行原則)
- ③ **autonomy**(自己決定原則)
- ④ **justice**(配分的正義原則)

ここで配分的正義の反対語ないし対語は形式的平等という理解で良いだろう。災害現場ではけがの大小を問わず、片っ端から搬送すべきであるとのスタンスがトリアージの理念に対置されるからである。樋口教授は、トリアージの考え方はこの配分的正義を実現するための原則を表現したものであるから、トリアージを行わないことは医療倫理に反する行為であると断言する。

### ○裁判例

救急隊のアンダートリアージが指摘された神戸地裁尼崎支部(平成10年4月28日判決)を紹介する。訴外Aは、平成7年7月19日、自動二輪車を運転して、普通貨物自動車と衝突して多発肋骨骨折等の障害を負ったため、救急車で本件病院に搬送され、同病院で諸検査・処置を受けていたが、その途中肺挫傷による低酸素血症によって死亡した。Aの遺族らは、Aに対する検査、処置を行った同病院の院長らは外傷性気胸に対する適切な治療や動脈血ガス分析などの検査を怠った、などと主張し、上記院長の相続人である被告に対して、診療契約上の債務不履行を理由に、損害賠償を請求した。本判決は院長の診療契約上の義務違反を認め、原告らに2000万円余りの賠償請求権を認めた。

救急隊のトリアージに関する判定部分は以下の通りである。「亡Aは軽症患者としての様相を呈していたが、受傷機転からすれば、重篤な外傷を負っていると判断すべきであり(この点で、救急隊員等についていわゆる現場トリアージ(傷病者の重症度に応じた適切な医療施設を選択すること)にも問題があったことは否定できない)、亡Aが交通外傷により受傷した患者であることは医師も分かっていたのであるから、医師についても亡Aを軽症患者であるとの前提で診察すべきではなかった」

## ○難しい事例

丸山富夫著『新版 救急活動と法律問題 上巻』は救急隊にとって悩ましい設例につき検討しているので紹介したい。事例内容は以下の通りである。

「救急隊が出動指令を受けた現場(第1現場)へ向かう途中、別の交通事故現場で傷病者が倒れている付近(第2現場)を通りかかったところ、その場にいた人から、救急車が止まるように手を振って合図をした。しかし、出動指令を受けた現場ではないので、止まらずに第1現場に向かった。その後、119番司令室に『手を振ったのに救急車が現場に止まらずに行ってしまった。』との抗議の電話があった。

後日、傷病者の家族から、「倒れている傷病者のそばを通りながら、応急処置をしないのはおかしい、取扱いを改めるべきである。」との申し入れがあった。」

同書は、まず、「救急隊は真一文字に指令を受けた第1現場へ急行することを行動原則とすべき」であると述べている。ただし、例外として、次の2つを挙げている。

例の第1は、第1現場がそれほど緊急でないということがわかったような場合、第2現場で応急処置を施し、第1現場には別の救急隊を向かわせることにしても良いとする。

例外の第2は、全部の救急隊が出動していて、すぐに第2現場に対応できる救急隊が存在しない場合は、救急隊は第2現場でいったん止まって、第2現場の傷病者を救急車に収容し、次いで第1現場の傷病者を救急車に収容して、同時に搬送することが適切な場合もあり得るとする。

また、極めて例外的なやむを得ない場合に限り、救急隊の分離、すなわち、第2現場に救急隊員1名を現場に置いて応急処置をさせ、残りの2名で第1現場に向かう方法も認めるとしている。

## ○法的責任

トリアージが根本的に正義の問題であり、何が正義かということは、非常に多様性があるから、できれば実定法的な根拠規定があったほうがよいと考える。明確な実定法的根拠を欠く現在は、裁量的判断の働く余地が広く、基本的にトリアージに関する救急の責任を追及するべきではない。なお、政策的見地から、トリアージを強調しすぎることは、救急体制の拡充・整備を阻害することになりかねないとの概念が示されている。

平成19年4月11日、消防庁は『救急業務におけるトリアージに関する検討会』の報告書を公表した。同報告は、「トリアージに伴う法的責任に係る論点の整理」の一つとして、「住民に対し、トリアージの目的が『救命率の向上』と『公平性・公正性の確保』にほかならないことを説明し、その理解を得るとともに、緊急度・重症度を選別するにあたっての基準、トリアージ・プロトコルの考え方などについて、地方議会での十分な審議を通じて、あるいは、パブリックコメントやパブリックインボルブメントといった手法を活用して、民主的な正当性の確保に意を用いることが必要であろう」と述べている。